

あなたの家は大丈夫ですか

木造住宅の耐震改修工事等への補助を開始しました

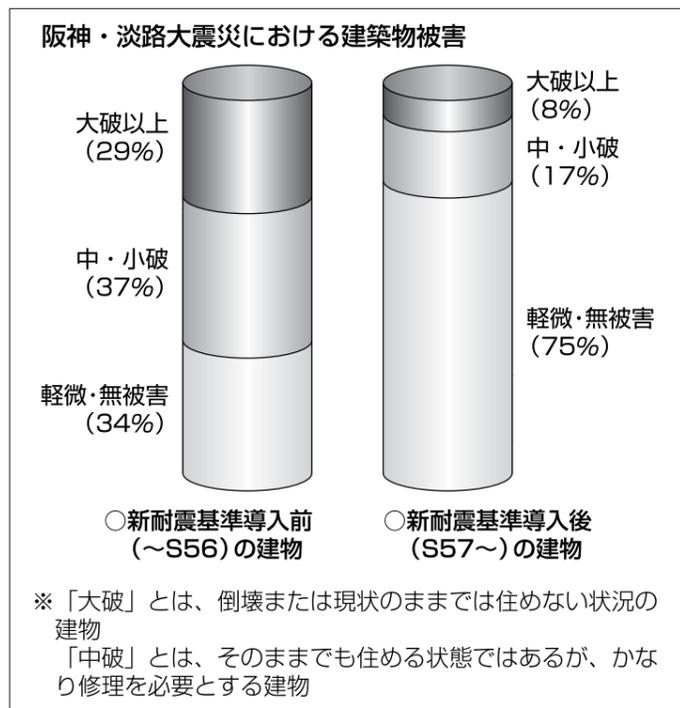


町では、地震に強い安全なまちづくりを推進するため、開成町耐震改修促進計画（平成22年3月策定）に基づき、これまでの耐震診断補助に加え、平成23年から木造住宅の耐震改修工事などへの補助を開始しました。

補助制度の背景・目的

平成7年1月の阪神・淡路大震災では、6、434人の尊い命が奪われました。このうち、地震による直接的な死者数は5、502人であり、さらにこの約9割の4、831人が住宅等の倒壊によるものでした。

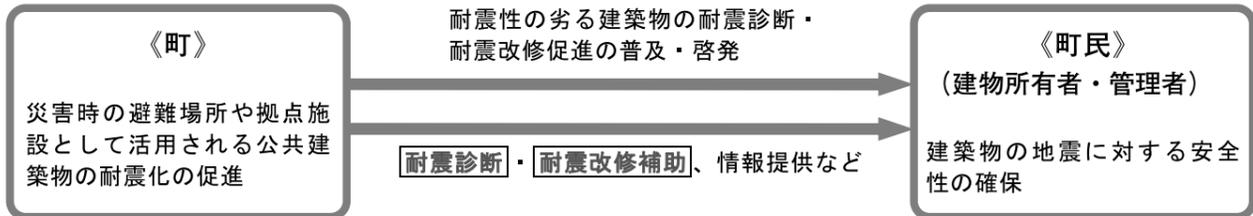
これらの原因調査の結果、『大規模地震による被害を減少させるためには、特に、新耐震基準導入以前の建築物の耐震性向上を図ることが大切である』ということが明らかになりました。そうしたことから、開成町では平成22年3月に耐震改修促進計画を策定し、この計画に基づき、町及び町民が次のような役割に応じた取り組み



を行うことにより、安全で安心なまちづくりを推進していくこととしました。その中で町の役割の一つとして掲げた、「耐震改修補助」について、今年度から新たに開始しました。

街づくり推進課 ☎84-0321

《耐震改修促進計画による、町・町民の役割》



耐震診断

町では、平成8年度から個人の住宅について「木造建築物耐震診断費補助事業」を行っています。

補助対象
次の条件をすべて満たす木造建築物

- (1) 町民自らが所有し居住するもの
- (2) 昭和56年以前に建築された一戸建住宅、二世帯住宅又は店舗兼用住宅（昭和56年6月1日以降に増築をしたものを除く）
- (3) 二階建以下であるもの
- (4) 枠組壁工法又はプレハブ工法によらないもの

補助金額

耐震診断費は概ね3万円程度です。この費用の2/3までが補助されます。（ただし2万円が補助限度額です）

耐震改修工事等

町では、今年度から個人の住宅について「木造建築物耐震改修工事等補助事業」を行

っています。

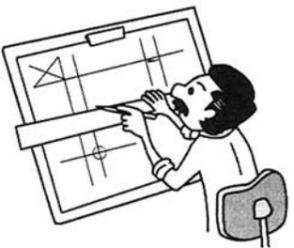
補助対象

次の条件をすべて満たす建物が対象となります。

- (1) 町内在住の方が所有している建物で、その所有者又は家族が居住しているもの
- (2) 昭和56年5月31日以前に建築されたもの
- (3) 2階建て以下の建物で、在来軸組工法により建築されたもの
- (4) 耐震診断の結果、総合評点が1・0未満と診断されたものを1・0以上となるように改修するもの

補助金額

耐震改修工事等に要する費用の2分の1以内の額とし、60万円を限度とします。



補助の流れ

耐震診断

○ 診断結果の評定値が1・0未満の木造住宅

町への事前相談

○ 助成制度の説明や相談などを行います。

建築士への依頼

○ 評定値が1・0以上になるように設計し、見積り金額を算出します。

○ 補強工事の内容を町で確認し、申請書類を作成します（※一般的に、補助金申請は建築士が行います。）

補助金申請

○ 「木造住宅耐震改修費補助金」の申請を行います。

申請書の書類審査

○ 申請してから5日程度かかります。

補助金交付決定

工事着工

○ 必要に応じて現場検査を実施します。

中間検査

○ 「完了報告書」「耐震改修証明書」を提出します。

工事完了

○ 現場検査を実施します。

完成検査

○ 補助金を交付し、「耐震改修証明書」(※「税制優遇申請」で使用)を発行します。

補助金交付

その他

耐震改修促進に関する「計画」及び「補助制度」の詳細には、町ホームページ「くらしのガイド」→「住宅」からもダウンロードできます。

☎http://www.town.kaisei.kanagawa.jp/